

返戻金制度につきまして

許可番号 13-ユ-313761

株式会社ウィルオブ・コンストラクション

●返戻金制度に関する事項

弊社は、弊社の紹介により就職した者が、入社後一定期間以内に本人の都合により退社、または本人の責に帰する事由による解雇（雇用契約の終了）となった場合、受領した紹介手数料から一定料率を乗じた金額を、求人者に返還する制度がございます。ただし、求人者による退職勧奨等、求人者の都合、または求人者の責に帰する事由に基づく退職である場合は、返還の対象とはなりません。

●返戻金について

返戻金については、以下の範囲のとおりとし、受領した職業紹介料金を雇用期間に応じて返還料率を定め、返還いたします。また、これらは、求人者と協議の上、有料職業紹介契約書、または覚書等に定めます。

ただし、紹介予定派遣の場合（就業中の派遣労働者を、同就業先（求人者）に対して、求職者として紹介する場合）、は、この返戻金制度は適用いたしません。

- (1) 入社日から1ヵ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の50%を返還
- (2) 入社日から2ヵ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の30%を返還
- (3) 入社日から3ヵ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の30%を返還

以上